7水推第551号 令和7年6月9日

水産政策審議会

会長 佐々木 貴文 殿

農林水產大臣 小泉 進次郎

内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法第42条 第1項及び第46条第2項並びに内水面漁業の振興に関する法律施行規 則第9条の規定に基づくうなぎ養殖業の公示について(諮問第483号)

別紙の公示案により、うなぎ養殖業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間、 許可の有効期間及び許可の基準を定めたいので、内水面漁業の振興に関する法律(平 成 26 年法律第 103 号)第 30 条において準用する漁業法(昭和 24 年法律第 267 号) 第 42 条第 3 項及び第 46 条第 2 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。 ○農林水産省告示第 号

措置の内容、許可を申請すべき期間、許可の有効期間及び許可の基準を次のように定める。関する法律施行規則(平成二十六年農林水産省令第四十三号)第九条の規定に基づき、うなぎ養殖業の制限法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第四十二条第一項及び第四十六条第二項並びに内水面漁業の振興に関する法律(平成二十六年法律第百三号)第三十条において読み替えて準用する漁業

令和七年 月 日

農林水產大臣 小泉進次郎

- 一 制限措置の内容
 - (一) 許可をすべき水産動植物の総量

にほんうなぎ 21.7トン

にほんうなぎ以外の種のうなぎ 3.5 トン

(二) 養殖場の総面積

3平方メートル以上

- (三) 養殖場の数
 - にほんうなぎ 439

このうち、国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場 402 国内で養殖されたことのあるうなぎ(以下「既養殖うなぎ」という。)のみを養 殖する養殖場 37

にほんうなぎ以外の種のうなぎ 103

このうち、国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場 67

既養殖うなぎのみを養殖する養殖場 36

二 許可を申請すべき期間

令和7年6月30日から同年9月29日まで

三 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和7年11月1日から令和8年10月31日ま でとする。

四 水産動植物の数量及び養殖場の数に係る許可の基準

農林水産大臣は、次に定める許可の基準により、許可しなければならない養殖場に 係る水産動植物の数量及び養殖場の数を決定する。

- (一) 国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場
 - 農林水産大臣は、現に指定養殖業の許可を受けている者(以下「実績を有する者」という。)が当該許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした申請があるときは、その申請に係る水産動植物の数量

(当該許可において定められた数量に限る。)に対して、他の申請に優先して許可 するものとする。

2 前項の許可による水産動植物の数量又は養殖場の数の合計が、一(一)の水産 動植物の総量又は一(三)の養殖場の数の総数を下回る場合には、その差の範囲内 において、(一)1の申請以外の申請の中から、新たに許可を行う養殖場と当該養 殖場に係る水産動植物の数量を定めるものとする。

当該新たに許可を行う養殖場に対し許可をする水産動植物の数量は1キログラ ムとし、当該許可は、当該許可に係る数量と(一)1の申請に係る許可の数量の合 計が一(一)の水産動植物の総量に、又は一(三)の養殖場の数の総数に達するま で行うこととする。

この方法により許可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可をする者を定める。

(二) 既養殖うなぎのみを養殖する養殖場

(一)1の許可による養殖場の数の合計が、公示した養殖場の数の総数を下回る 場合には、その差の範囲内において、許可をする養殖場を決定するものとする。

この方法により許可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじ を行い、許可を行う者を定める。

備考

- 1 許可において定める水産動植物の総量は、国内で一度も飼育されたことのないう なぎの量とする。
- 2 この告示に係る許可を受けたにほんうなぎの数量又は養殖場の数の変更は、にほんうなぎ資源の持続的な利用の確保を害するおそれがないと認められる場合に限り、それぞれ 21.7 トン (一(一)に定めるにほんうなぎの総量)及び 439 (一(三)に定めるにほんうなぎの養殖場の数の総数)を超えない範囲で行うことができる。

- 3 この告示に係る許可を受けたにほんうなぎ以外の種のうなぎの数量又は養殖場の 数の変更は、にほんうなぎ以外の種のうなぎ資源の持続的な利用の確保を害するお それがないと認められる場合に限り、3.5 トン(一(一)に定めるにほんうなぎ以 外の種のうなぎの総量)及び 103(一(三)に定めるにほんうなぎ以外の種のうな ぎの養殖場の数の総数)を超えない範囲で行うことができる。
- 4 許可には、次に掲げる条件を付けることができる。
- 一 既養殖うなぎを国内における養殖の用に供するために出荷する場合には、当該 既養殖うなぎの出荷先に対し、当該既養殖うなぎの出荷年月日、出荷重量並びに 出荷者及び出荷先の氏名又は名称を記載した書類(以下「出荷書類」という。) を交付しなければならない。
- 二 前号の出荷書類の交付がなされていない出荷に係る既養殖うなぎについては、 これを養殖してはならない。
- 三 既養殖うなぎを養殖したときは、その都度遅滞なく、当該既養殖うなぎに係る

出荷書類の写しを農林水産大臣に提出しなければならない。

- 四 にほんうなぎ以外の種のうなぎを養殖する場合には、当該うなぎを公共の用に 供する水面に放出してはならず、また、当該うなぎの逸出を防止するために必要 な措置を講じなければならない。
- 五 令和7年 12月1日以降にうなぎの稚魚(全長 13 センチメートル以下のうなぎをいい、国内で一度も養殖されたことがないもの、既養殖のものの別を問わない。)を養殖の用に供するために譲り受け、又は引き受けたときは、当該稚魚を譲り渡し、又は引き渡した者が特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和2年法律第79号)第6条第1項の規定により保存する漁獲番号又は荷口番号(当該稚魚が輸入され、又は養殖されたものである場合には、その旨)を記録し、当該稚魚を譲り受け、又は引き受けた日からこれを3年間保存しなければならない。

2 \$6

内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法第42条第1項及び第46条第2項並びに内水面漁業の振興に関する法律施行規則第9条の規定に基づくうなぎ養殖業の公示案について

<u>1. 趣旨</u>

うなぎ養殖業は、内水面漁業の振興に関する法律(平成26年法律第103号。以 下「法」という。)第26条第1項及び内水面漁業の振興に関する法律施行令(平 成26年政令第324号)第1条において、農林水産大臣の許可を受けなければなら ないとされているところである。このため、令和7年11月1日からの公示に基づ く許可について、法第30条において準用する漁業法(昭和24年法律第267号)第 42条第1項及び第46条第2項並びに内水面漁業の振興に関する法律施行規則(平 成26年農林水産省令第43号。以下「規則」という。)第9条の規定に基づき、う なぎ養殖業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間、許可の有効期間並びに許可 の基準等を定める。

2. 概要

(1)制限措置の内容(法第30条において準用する漁業法第42条第1項)

許可をすべき水産動植物の総量

うなぎ養殖業に係る養殖することができる水産動植物の総量については、う なぎの国際的資源保護・管理に係る4か国・地域による共同声明の考え方を継 続することが確認されたことから、前漁期と同等に、にほんうなぎについては 21.7 トン、にほんうなぎ以外の種のうなぎについては3.5 トンとする。

2 養殖場の総面積

上述の国際的資源保護・管理の下、限られたうなぎ資源を有効に活用し、う なぎ養殖業を持続的に営んでいくためには、一定規模以上の水面が必要である ことから、養殖場の総面積は3平方メートル以上とする。

3 養殖場の数

養殖することができるシラスウナギの総量が定まっているにもかかわらず、 養殖場の数が無制限に増加することは、経営体の規模縮小による経営基盤の脆弱化につながるおそれがあり、これを防ぐ必要性があること等を踏まえ、許可 をするにほんうなぎ及びにほんうなぎ以外の種のうなぎの養殖場の総数については次のとおりとする。

にほんうなぎ 439

- うち (・国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場 402
 - ・国内で養殖されたことのあるうなぎ(以下「既養殖うなぎ」という。)
 - しのみを養殖する養殖場 37

にほんうなぎ以外の種のうなぎ 103

うち (・国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場 67 ・既養殖うなぎのみを養殖する養殖場 36

(2)許可の申請期間(法第30条において準用する漁業法第42条第1項)

申請の審査に一定期間を要すること等を踏まえ、許可を申請すべき期間は、 令和7年6月30日から同年9月29日までとする。

(3)許可の有効期間(法第30条において準用する漁業法第46条第2項) 今後の国際協議の結果等によって許可をすべき水産動植物の総量が変わる 可能性があること等を踏まえ、許可の有効期間を1年間とする(令和7年11 月1日~令和8年10月31日)。

(4)水産動植物の数量及び養殖場の数に係る許可の基準

① 国内で一度も養殖されたことのないうなぎを養殖する養殖場(規則第9条) 現にうなぎ養殖業の許可を受けた者が当該許可の有効期間の満了日の到来 のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした申請があるときは、 法第30条において準用する漁業法第42条第5項に基づき、その申請に係る水 産動植物の数量(当該許可において定められた数量に限る。)に対して、他の 申請に優先して許可する。

この許可による水産動植物の数量又は養殖場の数の合計が、(1)①水産動 植物の総量又は③養殖場の数の総数を下回る場合、その差の範囲内において、 新たに許可を行う養殖場と当該養殖場に係る水産動植物の数量を定める。

この際、新たに許可を行う養殖場に対して許可する水産動植物の数量は1キ ログラムとし、(1)①水産動植物の総量又は③養殖場の数の総数に達するま で許可を行うこととする。

この方法により許可をする者を定めることができない場合は、公正な方法で くじを行い、許可をする者を定める。

(2) 既養殖うなぎのみを養殖する養殖場(規則第9条)

現にうなぎ養殖業の許可を受けた者が当該許可の有効期間の満了日の到来 のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした申請があるときは、 法第30条において準用する漁業法第42条第5項に基づき、他の申請に優先し て許可する。

この許可による養殖場の数の合計が、(1)③養殖場の数の総数を下回る場合には、その差の範囲内において、許可をする養殖場を定める。

この方法により許可をする者を定めることができない場合は、公正な方法で くじを行い、許可をする者を定める。

③ 許可に係る条件(法第30条において準用する漁業法第42条第1項)

既養殖うなぎについては、許可において定める養殖することができる量に含 まれないため、他のうなぎと明確に判別できなければ資源管理上支障が生じる ことから、その出荷をする場合には、出荷を証明する書類を添付すること等を 許可の条件として付すこととする。

にほんうなぎ以外の種のうなぎについて、その養殖をする場合には、当該う なぎを公共水面に放出しないこと及び当該うなぎの逸出を防止するための措置 を講じることを許可の条件として付すこととする。

令和7年12月1日以降にうなぎの稚魚(全長13センチメートル以下のうな ぎをいい、国内で一度も養殖されたことがないもの、既養殖のものの別を問わ ない。)を養殖の用に供するために譲り受け、又は引き受けたときは、当該稚 魚を譲り渡し、又は引き渡した者が特定水産動植物等の国内流通の適正化等に 関する法律(令和2年法律第79号)第6条第1項の規定により保存する漁獲番 号又は荷口番号(当該稚魚が輸入され、又は養殖されたものである場合には、 その旨)を記録し、当該稚魚を譲り受け、又は引き受けた日からこれを3年間 保存することを許可の条件として付すこととする。

<u>3.今後のスケジュール(予定)</u>

公示日	令和7年6月27日
許可の申請期間	令和7年6月30日~同年9月29日
許可日	令和7年11月1日

資料6-3

うなぎ養殖業における養殖するうなぎの量の制限の取組み経過

【4カ国・地域における国際的な資源管理】

うなぎの国際的資源保護・管理に係る第7回非公式協議において、
 以下のとおりうなぎ池入れ量に制限を講じること等を内容とする共同
 声明を発出(平成26年9月17日)

にほんうなぎ:直近(平成26年漁期)の池入れ量から20%削減 その他の種のうなぎ:近年(3カ年)の池入れ量より増やさない

【平成 27 年漁期(平成 26 年 11 月~平成 27 年 10 月)】

・ 共同声明の遵守を図るため、届出制度の下で、うなぎ養殖業者ごとに池入れ数量の上限を設定するためのガイドラインを制定し、ガイドラインに基づき配分された数量を以て、その数量の範囲内で自主的な取組みとして池入れ制限を実施

【平成 28 年漁期(平成 27 年 11 月~平成 28 年 10 月)

~令和 8 年漁期(令和 7 年 11 月~令和 8 年 10 月)】

- 毎年開催されるウナギの国際的資源保護・管理に係る非公式協議において、次年度漁期のウナギ池入れ数量の上限を前漁期と同等とすることを確認
- o 許可制度により、池入れ量を管理

資料6-4

うなざ養殖業につき、その許可をすべき水産動植物の総量等、 許可を申請すべき期間及び許可の基準を定める告示案

く参照条文>

1	内水面漁業の振興に関する法律(平成 26 年法律第 103 号) 第26条
2	内水面漁業の振興に関する法律施行令(平成 26 年政令第 324 号) 第1条
3	内水面漁業の振興に関する法律施行規則(平成 26 年農林水産省令第 43 号) 第 2 条 ··································
4	 漁業法(昭和 24 年法律第 267 号) 第41条 ······ 8 第42条 ····· 9 第44条 ···· 9 第46条 ···· 10
5	特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和 2 年法律第 79 号) 第 2 条
6	特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則 (農林水産省令第 39 号) 第1条

〇内水面魚業の辰興に関ける去聿	4. 第一頁の汝合を則官し又は女稽する易合こよ、汝合で、その則
○ P 乙 百 沙 美 の 払 単 い 目 で そ 治 谷	管一 エロ 正之下
(平成二十六年六月二十七日)	定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所
(法律第百三号)	要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることが
第百八十六回通常国会	できる。
第二次安倍内閣	5 農林水産大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしよう
改正 平成三〇年一二月一四日法律第九五号	とするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。
令和 四年 六月一七日同 第六八号	6 農林水産大臣は、第一項の許可をしたときは、農林水産省令で
(指定養殖業の許可)	定めるところにより、その者に対し許可証を交付する。
第二十六条 漁業法の規定が適用される水面以外の水面で営まれる	(漁業法の準用)
養殖業であって政令で定めるもの(以下「指定養殖業」という。)	第三十条 指定養殖業の許可に関しては、漁業法第三章第一節(第
を営もうとする者は、養殖場ごとに、農林水産大臣の許可を受け	三十六条から第三十九条まで、第四十三条、第四十五条第一号、
なければならない。	第五十条及び第五十二条を除く。)並びに第百七十五条並びに第
2 指定養殖業の許可は、養殖場において養殖することができる水	百七十七条第一項(第一号に係る部分に限る。)、第二項、第三
産動植物の量を定めて行うものとする。	項前段及び第四項から第十項までの規定を準用する。この場合に
3 第一項の政令は、当該養殖業に係る内水面水産資源の持続的な	おいて、これらの規定中「大臣許可漁業」とあるのは「指定養殖
利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展のため養殖業	業」と、同法第四十二条第一項中「船舶の数及び船舶の総トン数、
を営む者及びその養殖場について制限措置を講ずる必要があり、	操業区域、漁業時期、漁具の種類」とあるのは「指定養殖業に係
かつ、政府間の取決めその他の関係上当該措置を統一して講ずる	る水産動植物の総量(以下単に「総量」という。)及び養殖場の
ことが適当であると認められる養殖業について定めるものとする。	総面積」と、同条第五項中「船舶の数が」とあるのは「水産動植

14

と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
源の持続的な利用の確保、内水面漁業の持続的かつ健全な発展」
びに第五十五条第一項中「漁業調整」とあるのは「内水面水産資
い」と、同法第四十四条第一項及び第二項、第四十六条第二項並
植物の量について、他の申請に優先して許可をしなければならな
るのは「その申請に対して、当該許可において定められた水産動
勘案して許可又は起業の認可をする者を定めるものとする」とあ
養殖場についてした申請があるときは」と、「申請者の生産性を
の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の
に現に指定養殖業の許可を受けている者が当該指定養殖業の許可
「場合においては」とあるのは「場合において、その申請のうち
物の量の合計が」と、「船舶の数を」とあるのは「総量を」と、

	二十六	第一条	(指定:						0
(平 二	条第一项	内水面流	指定養殖業の指定)						内水面流
(平二七政二三六・旧本則・一部改正)	二十六条第一項の政令で定める養殖業は、うなぎ養殖業とする。	内水面漁業の振興に関する法律(以下「法」という。)第	の指定)			改正			○内水面漁業の振興に関する法律施行令
• 旧 本	定める	、に関す		同	令和	平成二七年			へに関す
则 •	è 養 殖 業	る法律		五年	二年	一七年			る法律
部改正	不は、う	1(以下		二月	七月	五月		(平 世	E施行会
÷	~なぎ養殖	- 「法」と		日同	八 日 同	五月二〇日政令第二三六号	(政令第三百二十四号)	(平成二十六年十月一日)	L L
	業と	いう。		第	第二	第二	三 十	十十月	
	する。) 第		二〇号	第二一七号	三六号	四号)	一日)	

4

れに従って許可する者を定めるものとする。	定養殖業の実態その他の事情を勘案して、許可の基準を定め、こ	殖業を営む者の数、当該指定養殖業に係る養殖場の数及び当該指	第六項の規定により許可をする者を定めないときは、当該指定養	第九条 法第三十条において準用する漁業法第四十二条第五項又は	(許可をすべき者の決定)	三 養殖場の数	二 養殖場の総面積	一 許可をすべき指定養殖業に係る水産動植物の総量	林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	第五条 法第三十条において準用する漁業法第四十二条第一項の農	(指定養殖業の制限措置)	(平二七農水令五四・追加、令二農水令四九・一部改正)	かの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。	3 農林水産大臣は、前項に掲げる書類のほか、許可をするかどう	者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
殖業の実態その他の事情を勘案して、許可の基準を定 ですべき者の決定) 「マニ七農水令五四・追加、令二農水令四九・一部 でをすべき者の決定) 養殖場の総面積 を営む者の数、当該指定養殖業に係る水産動植物の総量 茶第三十条において準用する漁業法第四十二条第 法第三十条において準用する漁業法第四十二条第 法第三十条において準用する漁業法第四十二条第 法第三十条において準用する漁業法第四十二条第 法第三十条において準用する漁業法第四十二条第 でをすべき者の決定)	 を営む者の数、当該指定養殖業に係る養殖場の数及び で、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	項の規定により許可をする者を定めないときは、当ず 項の規定により許可をする者を定めないときは、当ず 項の規定により許可をする者を定めないときは、当ず をすべき者の決定) 法第三十条において準用する漁業法第四十二条第 養殖場の総面積 をすべき者の決定)	 のいずれにも該当しないことを誓約する書面 (平二七農水令五四・追加、令二農水令四九・一部 (平二七農水令五四・追加、令二農水令四九・一部 (平二七農水令五四・追加、令二農水令四九・一部 (平二七農水令五四・追加、令二農水令四九・一部 (平二七農水令五四・追加、令二農水令四九・一部 (平二七農水令五四・追加、令二農水令四九・一部 (平二や農市 (平二や農水令五階) (平二や農水令四九・一部 (平二や農市 (平二や農水令四九・一部 (平二や農市 (平二や農市 (平二や農水令四九・一部 (平二や農市 (平二や農水舎 (平二や児子の (平二や児子の (平二、 <l< td=""><td> 可をすべき者の決定) 可をすべき者の決定) </td><td>養殖場の数 養殖場の総面積</td><td>養殖場の総面積 養殖場の総面積</td><td>許可をすべき指定養殖業に係る水産動植物の総量許可をすべき指定養殖業に係る水産動植物の総量で定める事項は、次に掲げる書類のほか、許可をするで定める事項は、次に掲げる書類のほか、許可をするのいずれにも該当しないことを誓約する書面</td><td>産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。(平二七農水令五四・追加、令二農水令四九・一知判断に関し必要と認める書類の提出を求めることがで、「文を殖業の制限措置)) 定養殖業の制限措置)</td><td>法第三十条において準用する漁業法第四十二条第一、「平二七農水令五四・追加、令二農水令四九・一知判断に関し必要と認める書類の提出を求めることがで、「私水産大臣は、前項に掲げる書類のほか、許可をするのいずれにも該当しないことを誓約する書面</td><td>(指定養殖業の制限措置) (指定養殖業の制限措置)</td><td>(平二七農水令五四・追加、令二農水令かの判断に関し必要と認める書類の提出を求め 農林水産大臣は、前項に掲げる書類のほか、</td><td>かの判断に関し必要と認める書類の提出を求め農林水産大臣は、前項に掲げる書類のほか、者のいずれにも該当しないことを誓約する書</td><td>農林水産大臣は、前項に掲げる書類のほか、者のいずれにも該当しないことを誓約する書</td><td>\mathcal{O}</td><td></td></l<>	 可をすべき者の決定) 可をすべき者の決定) 	養殖場の数 養殖場の総面積	養殖場の総面積 養殖場の総面積	許可をすべき指定養殖業に係る水産動植物の総量許可をすべき指定養殖業に係る水産動植物の総量で定める事項は、次に掲げる書類のほか、許可をするで定める事項は、次に掲げる書類のほか、許可をするのいずれにも該当しないことを誓約する書面	産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。(平二七農水令五四・追加、令二農水令四九・一知判断に関し必要と認める書類の提出を求めることがで、「文を殖業の制限措置)) 定養殖業の制限措置)	法第三十条において準用する漁業法第四十二条第一、「平二七農水令五四・追加、令二農水令四九・一知判断に関し必要と認める書類の提出を求めることがで、「私水産大臣は、前項に掲げる書類のほか、許可をするのいずれにも該当しないことを誓約する書面	(指定養殖業の制限措置) (指定養殖業の制限措置)	(平二七農水令五四・追加、令二農水令かの判断に関し必要と認める書類の提出を求め 農林水産大臣は、前項に掲げる書類のほか、	かの判断に関し必要と認める書類の提出を求め農林水産大臣は、前項に掲げる書類のほか、者のいずれにも該当しないことを誓約する書	農林水産大臣は、前項に掲げる書類のほか、者のいずれにも該当しないことを誓約する書	\mathcal{O}	

○漁業法

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	改正 昭				
三〇年	二九年	二九年	二八年	二八年	二七年	二七年	二六年	二六年	二六年	二六年	二五年	二五年	和二五年				
一月二八日同	六月一〇日同	六月 八日同	八月一五日同	八月 八日同	八月一六日同	七月三一日同	一二月一七日同	一二月一五日同	四月 七日同	三月三一日同	七月三一日同	五月一〇日同	四月一五日法律	第一	第六	(法律第二百六	昭和二十四年十二月十五日)
第 四号	第一七〇号	第一六三号	第二一三号	第一八九号	第三〇八号	第二六二号	第三一三号	第三〇九号	第一三九号	第 九三号	第二二五号	第一七一号	法律第一〇一号	第三次吉田内閣	ハ回臨時国会	日六十七号)	一月十五日)

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五三年	五〇年	四六年一	四四年	四三年	四 一 年	三七年	三七年	三七年	三七年	三七年	三六年一	三六年	三五年	三四年	三三年	三三年	三 一 年	三 一 年
四月二四日同	七月一五日同	二月三一日同	五月一六日同	五月 二日同	六月 一日同	九月一五日同	九月一一日同	九月一一日同	五月一六日同	五月一〇日同	一月二〇日同	六月一三日同	六月三〇日同	四月二〇日同	四月三〇日同	四月二二日同	六月一二日同	三月一五日同
第	第	第一	第	第	第	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第	第一	第
二七号	六三号	三〇号	三〇号	三九号	七七号	六一号	五六号	五五号	四〇号	<u>一</u> 一 号	三五号	二八号	一三号	四八号	○六号	七五号	四八号	八号

6

同	同	同	同	(司	同	(司	同	同	平成	同	同	同	同	同	同	同	同	同
九年一	七年一	七年	六年一	六年三	六年	六年一	六年	五年一	成 元年一	六三年一	六〇年	五九年	五八年	五七年	五六年	五六年	五四年	五三年
二月一	二月	五. 月	<u>一</u> 月	月一	二月	月二五	二月	 月	二月	二月	五月	五月	六月一	八月	五月	四 月	三月三	七 月
九日同	一日同	一日同	一五日同	日同	四日同	日同	四日同	二日同	九 日 同	三日同	八日同	一日同	一日同	一四日同	九 日 同	七日同	○日同	五日同
第	第	第	第	第	第	第一〇	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
二七号	三五号	九一号	○五号	一号)	四号)四号)	二号	八九号	八一号	九 四 号	三七号	一三号	六二号	八一号	四五号	二〇号	五号	八七号

同	同	同	同	同	(同一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一五年	一 五 年	一五年	一四年一	一 四 年	三年六	一三年	一三年	一二年一	一二年一	一二年	一二年	二年	一 一 年	一 一 年	一 一 年	一 一 年	一 一 年	一〇年
七月二五日同	六月一一日同	五月三〇日同	二月一三日同	六月一九日同	八月二九日同 第	六月二九日同	六月二九日同	一月二七日同	一月 一日同	五月三一日同	五月一七日同	五月一七日同	二月二二日同	八月一三日同	七月一六日同	七月一六日同	五月一四日同	五月 六日同
第	第	第	第一	第		第	第	第一	第一	第	第	第	第一	第一	第一	第	第	第
二七号	六九号	六一号	五二号	七五号	○号)	九○号	八九号	二六号	一八号	九一号	六三号	六二号	六○号	二二号	○ 二 号	八七号	四三号	四七号

五 許可を受けようとする船舶が農林水産大臣の定める基準を満	第 五一号	五月二七日同	问 二八年	同
四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。	第 二五号	四月一三日同	同 二八年	同
二号のいずれかに該当する者があるものであること。	第 二四号	四月一一日同	同二八年	同
三 法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前	第 六〇号	八月 五日同	问 二七年	同
二 暴力団員等であること。	第 四三号	六月一九日同	问 二七年	同
することが見込まれない者であること。	第 六九号	六月一三日同	问 二六年	同
漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守	第 四二号	五月三〇日同	问 二六年	同
の各号のいずれにも該当しない者とする。	第 四四号	六月一四日同	问 二五年	同
第四十一条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次	第 三五号	五月 二日同	问 二三年	同
(許可又は起業の認可についての適格性)	第 八五号	六月一三日同	问 一九年	同
同 六年 六月二六日同 第 六六号	第 七七号	六月 六日同	问 一九年	同
同 四年 六月一七日同 第 六八号	第 九三号	六月二三日同	问 一 八 年	同
同 三年 五月二八日同 第 四七号	第 六二号	六月一四日同	问 一 八 年	同
同 三年 五月一九日同 第 三七号	第 五三号	六月 七日同	一八年	同
令和 元年 五月一五日同 第 一号	第 八七号	七月二六日同	问 一七年	同
同 三〇年一二月一四日同 第 九五号	第一四七号	二月 一日同	问 一六年一二月	同
同 三〇年 七月二五日同 第 七五号	第 八四号	六月 九日同	问 一六年	同
同 三〇年 六月二〇日同 第 五九号	第 七六号	六月 二日同	问 一六年	同
同 二八年一二月 二日同 第 九四号	第 五七号	五月二六日同	问 一六年	同

六月二〇日同 第 五月一五日同 第 五月一九日同 第 五月一九日同 第 二月一四日同 第 二月一四日同 第 二月 二八日同 第 二 号 二 月一七日同 第 二 号 二 月 一七日同 第 二 号 二 六 号 二 六 日 二 六 日 同 第 二 七 号 二 六 日 同 第 二 七 号 二 六 日 同 第 二 七 号 二 六 日 同 第 二 七 号 二 六 日 同 第 二 六 号 二 六 日 同 第 二 六 号 二 六 日 同 第 二 六 号 二 六 日 同 第 二 六 号 二 六 日 同 第 二 六 号 二 六 日 同 第 二 六 号 二 六 号 二 六 日 同 第 二 六 号 二 六 号 二 六 日 同 第 二 六 号 二 六 号 二 六 号 二 六 号 二 六 号 二 六 号 二 六 号 二 六 号 二 六 号 二 六 号 二 六 号 二 六 号 二 六 号 二 六 号 二 六 号 二 六 号 二 六 号 二 六 号 二 六 号 二 六 号 二 六 号 二 六 号 二 六 号 二 六 号 二 六 号 二 六 号 二 六 号 二 六 号 二 六 号 二 六 号 二 六 号 二 六 二 六 号 二 六 二 六 二 六 一 七 5 二 六 一 七 日 同 二 二 〇 日 同 二 〇 日 同 第 二 二 〇 日 同 第 二 〇 日 同 二 〇 日 同 第 二 〇 日 同 第 二 〇 日 同 第 二 〇 日 同 第 二 〇 日 同 二 〇 日 同 第 二 〇 日 同 二 〇 日 同 第 二 二 〇 日 同 第 二 二 〇 日 同 二 〇 日 同 二 〇 日 同 二 二 〇 日 同 二 二 〇 日 同 二 〇 日 同 二 〇 日 同 第 二 〇 日 同 二 〇 日 同 二 〇 日 同 二 〇 日 同 二 二 〇 日 同 第 二 〇 日 同 第 二 二 五 七 号 二 二 二 五 七 号 二 二 七 日 同 第 二 二 日 二 〇 二 〇 日 二 二 二 二 二 二 二 二 〇 一 二 〇 日 二 二 〇 二 〇 日 二 二 〇 二 〇 二 〇 二 〇 二 〇 二 〇 二 〇 二 〇 二 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	支配する適支配する一年支二年二年二年二年二年二年二年二年二月二年二月二年二月二年二月二年二月二年二月二年二月二年二月二年二月二年二月二年二月二年二月二年二月二日二二二日二二二日二二二日二二二日二二二日二二二日二二二日二二二日二二二日二二二日二二二日二二二日二二二日二二二日二二二日二二二日二二二日二二二日二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	の事業活動を支配する者 があるもので この で た の 役員又は 政 令 て に つ い て の 没 す る 法 や を 遵 守 る 法 令 を 遭 守 て つ い て の の で の い て の の で の い て の の で の い て の の で の に つ い て の の で の に つ い て の の で の に つ い て の の で の に つ い て の の 一 三 の 年 一 二 月 一 同 一 三 の 年 一 二 月 一 一 同 一 三 の 年 一 二 月 一 一 一 二 の 日 一 二 の 年 一 二 月 一 一 二 の 一 の 一 、 二 月 一 の の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の ろ ろ ろ の で の ろ ろ ろ 一 の ろ ろ ろ 一 の て の ろ ろ 一 の で の ろ ろ ろ 一 の て の ろ ろ ろ ろ ろ の ろ ろ ろ ろ ろ 一 の ろ ろ ろ ろ ろ ろ	がその事業活動を支配する者であること。 がその事業活動を支配する者であること。
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------

農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、こ
2 前項の申請すべき期間は、三月を下ることができない。ただし、
ばならない。
の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなけれ
林水産省令で定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置
び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の農
の他の事情を勘案して、許可又は起業の認可をすべき船舶の数及
者の数、当該大臣許可漁業に係る船舶の数及びその操業の実態そ
おいて同じ。)をしようとするときは、当該大臣許可漁業を営む
起業の認可(第四十五条の規定によるものを除く。以下この条に
五条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。) 又は
第四十二条 農林水産大臣は、許可(第三十九条第一項及び第四十
(新規の許可又は起業の認可)
するときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。
2 農林水産大臣は、前項第五号の基準を定め、又は変更しようと
又は有することが見込まれない者であること。
六 その申請に係る漁業を適確に営むに足りる生産性を有さず、

たさないこと。

第				6			_	5				4	,				3
四十四条 農林水産大臣は、漁業調整その他公益上必要があると	(許可等の条件)	をする者を定めるものとする。	できないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可	前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることが	認可をする者を定めるものとする。	の規定にかかわらず、申請者の生産性を勘案して許可又は起業の	項の規定により公示した船舶の数を超える場合においては、前項	前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶の数が第一	又は起業の認可をしなければならない。	は、第四十条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可	(次項において「申請者」という。)に対しては、農林水産大臣	第一項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者	ない。	省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りで	意見を聴かなければならない。ただし、前項ただし書の農林水産	及び申請すべき期間を定めようとするときは、水産政策審議会の	農林水産大臣は、第一項の規定により公示する制限措置の内容

22

認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起

の限りでない。

ができる。 ができる。	(第一号を除く。)の規定によつて許可をした場合は、従前の計範囲内において農林水産省令で定める期間とする。ただし、前4第四十六条 許可の有効期間は、漁業の種類ごとに五年を超えな.(許可の有効期間)	 は、公開により行わなければならない。 第二項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。 は、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手 	林 る 水 こ 割	可ては記巻り忍可後、皆亥午可ては記巻り忍可こを産大臣は、漁業調整その他公益上必要があると認めに条件を付けることができる。
こ 産 と 政	の 前 な 許 条 い	審の理手	と 作き を	キ る

○特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律	3 この法律において 特定第一種水産動植物等取扱事業者」とは、
(令和二年十二月十一日)	特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事
(法律第七十九号)	業を行う者をいう。
第二百三回臨時国会	4 この法律において「特定第二種水産動植物」とは、我が国に輸
菅(義偉)内閣	入される水産動植物のうち、外国漁船によって外国法令に照らし
改正 令和 四年 六月一七日法律第六八号	違法な採捕が行われるおそれが大きいと認められることその他の
同 六年 六月二六日同 第六六号	国際的な水産資源の保存及び管理を必要とする事由により輸入の
(定義)	規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農
第二条 この法律において「特定第一種水産動植物」とは、水産動	林水産省令で定めるものをいう。
植物のうち、国内において違法かつ過剰な採捕(外国漁船(日本	5 この法律において「特定第二種水産動植物等」とは、特定第二
船舶以外の船舶であって、漁ろう設備を有する船舶その他の漁業	種水産動植物及び特定第二種水産動植物を原材料とする加工品の
の用に供されているものをいう。第四項において同じ。)による	うちその輸入の規制に関する措置を講ずることが必要と認められ
ものを除く。)が行われるおそれが大きいと認められるものであ	るものとして農林水産省令で定めるものをいう。
って、その資源の保存及び管理を図ることが特に必要と認められ	6 農林水産大臣は、第一項及び第四項の農林水産省令を定め、又
るものとして農林水産省令で定めるものをいう。	はこれらを変更しようとするときは、あらかじめ、水産政策審議
2 この法律において「特定第一種水産動植物等」とは、特定第一	会の意見を聴かなければならない。
種水産動植物及び特定第一種水産動植物を原材料とする加工品の	(取引の記録の作成及び保存)
うちその国内流通の規制に関する措置を講ずることが必要と認め	第六条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動
られるものとして農林水産省令で定めるものをいう。	植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者(これに

六 その他農林水産省令で定める事項
五 漁獲番号又は荷口番号
四 譲渡し等をしたときは、相手方の氏名又は名称
合であってその年月日が明らかでないときは、時期)
三 譲渡し等又は廃棄若しくは亡失をした年月日(亡失をした場
二 重量又は数量
一 名称
の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。
特定第一種水産動植物等について廃棄又は亡失をした場合その他
出に係る特定第一種水産動植物等の譲渡し等をした場合、少量の
規定する団体である場合において当該団体に所属する者が当該届
保存しなければならない。ただし、届出採捕者が第三条第一項に
は当該廃棄若しくは亡失をした日から農林水産省令で定める期間
植物等に関する次に掲げる事項の記録を作成し、当該譲渡し等又
は、農林水産省令で定めるところにより、当該特定第一種水産動
う。以下同じ。)をしたとき、又は廃棄若しくは亡失をしたとき
譲渡し等(譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引受けをい
準ずる者として農林水産省令で定めるものを含む。)との間での

2

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、

前条第二項の規定によ

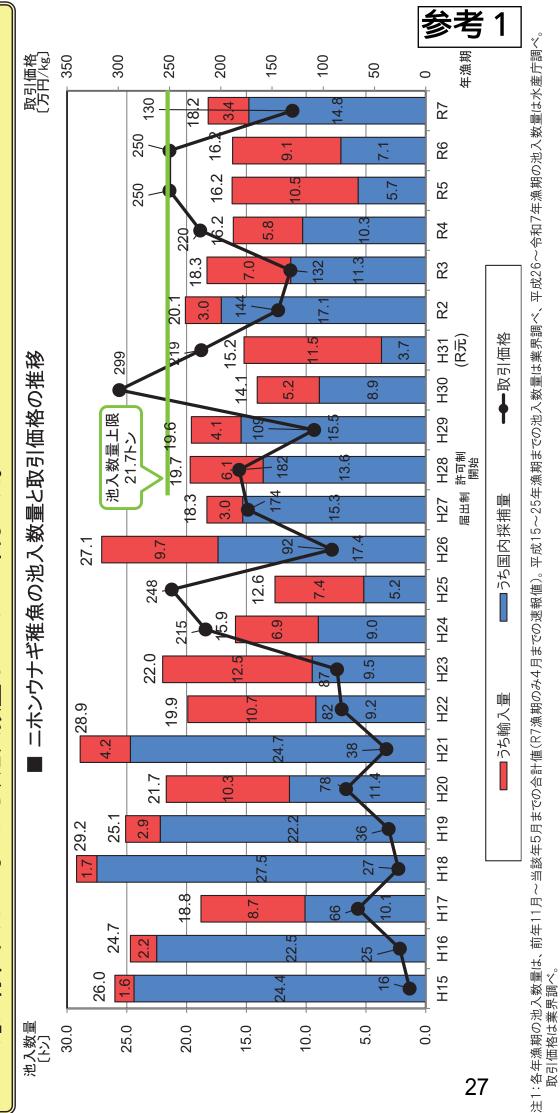
3 輸入・養殖水産動植物等についての第一項の規定の適用につい 漁獲番号の記録を作成し、保存しなければならない。

- ては、同項第五号中「漁獲番号又は荷口番号」とあるのは、「輸
- 入・養殖水産動植物等である旨」とする。

規則 (令和四年四月二十六日) (令和四年四月二十六日) (令和四年四月二十六日) (農林水産省令第三十九号) 改正 令和 四年 九月 八日農林水産省令第三十九号) (特定第一種水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(以 下「法」という。)第二条第一項の農林水産省令で定める水産動 植物は、次に掲げるものとする。 一 うなぎの稚魚(全長十三センチメートル以下のうなぎをい う。) 二 あわび 三 なまこ (施行期日) 第一条 (第一号に係る部分に限る。)及び第十 七条(第二号に係る部分に限る。)の規定は、令和七年十二月一 日から施行する	○特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------

ニホンウナギ稚魚(シラスウナギ)の池入れ動向について

今漁期(令和6年11月~翌年4月末現在)の国内採捕量は、豊漁であった令和2年漁期と同程度であったが、 近年の採捕水準を踏まえ池入れ準備がされていない養殖池が多かったこと、それに伴い盛漁期に各地で「漁 養鰻業者は、シラスウナギの採捕状況・取引価格や在池量(残鰻量)等を勘案して池入れを決定する。 シラスウナギの採捕量には年変動があり、国内採捕量が不足した場合は輸入で補っている。 止め」が行われたことなどから、池入数量は18.2トンに留まった。 0



注2:輸入量は、貿易統計の「うなぎ(養魚用の稚魚)」を基に、輸入先国や価格から判別したニホンウナギ稚魚の輸入量。採捕量は池入数量から輸入量を差し引いて算出、

、わ実績
いうなぎ稚魚の池入
道府県別にほん
令和7年漁期

	令和7年 漁期合計	0.0	1.8	4.4	0.2	0.3	0.0	0.3	0.1	0.1	0.2	2.9	7.7	0.1	18.2
	令和7年 10月 漁														0.0
															0.0
	令和7年 9月														0
	令和7年 8月														0.0
	令和7年 7月														0.0
立:トン)	令和7年 6月														0.0
池入れ数量(単位:トン)	令和7年 5月														0.0
池入オ	令和7年 4月	0.0	0.1	0.8	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3	0.0	1.4
	令和7年 3月	0.0	0.4	1.2	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.3	1.5	0.0	3.8
	令和7年 2月	0.0	0.5	0.6	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.2	0.7	2.1	0.0	4.3
	令和7年 1月	0:0	0.7	1.3	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	1.4	3.3	0.0	6.9
	令和6年 12月	0.0	0.0	0.5	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.5	0.5	0.0	1.7
	令和6年 11月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
来 1 使 1 代	近く割ヨ単「	0.1	2.1	5.0	0.4	0.5	0.1	0.6	0.1	0.2	0.3	3.5	8.6	0.2	21.7
	許可件数	4	55	119	7	28	18	21	17	11	14	45	65	38	442
		千葉県	静岡県	愛知県	三重県	徳島県	香川県	高知県	福岡県	大分県	熊本県	宮崎県	鹿児島県	13 その他(20道府県)	全国計
		-	2	с	4	5	9	7	8	6	10	11	12	13 ਣ	

注1:その他は、養殖業者数が2者以下の府県及び池入割当量が0.1tlに満たない府県である。

注2:許可件数は、令和6年10月31日時点で許可を受けている養殖場の総計である。



苗池入れ実績
の種のうなぎ種!
いうなぎ以外の
道府県別にほん
令和7年漁期

		令和7:	年漁期の										~	池入れ数量		※数量(単位:トン)は、シラス換算	いて	、シラス	奐算									
	許可件数		池入割当量	令和6年11月	羊11月	令和6年12月	Ę12月	令和7年1月	∓1月	令和7年2月	52月	令和7年3月	:3月	令和7年4月		令和7年5月		令和7年6月		令和7年7月		令和7年8月		令和7年9月		令和7年10月		令和7年漁期 合計
		尾数 (千尾)	数量(トソ) ※シラス換算	尾数 (千尾)	数小う	尾数 (千尾)	数小量ン	尾数 (千尾)	数ト	尾数 (千尾)	数 (い ()	尾数 (千尾)	数 上 (く	尾数 千尾) (数 画 「 し」 (し	尾数 数 (十尾) (十尾)	数量(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、(、	尾数 数		尾数 (((トン)	■ 「 二 二 二 二 二 二 数 二 二 数 二 二 数 二 二 数 二 二 数 二 二 数 二 二 数 二 二 一 二 数 二 一 二 数 一 二 一 二 一 二 一 一 二 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	数 版 (トソ)	量 ((上尾) (上尾)	数 (m) (アン) (シー)	画 () (王 町) () (上 同)	数 (トン)	尾千	数 (トン)
1 石川県	3	487	0.1	0	0.0	0	0.0	12	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0													12 0.0
2 静岡県	4	46	0'0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	14	0.0													14 0.0
3 奈良県	38	9,576	1.9	20	0.0	30	0.0	60	0.0	10	0.0	25	0.0	0	0.0												÷	145 0.0
4 岡山県	3	371	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0													0.0 0.0
5 鹿児島県	18	1,340	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0													0.0 0.0
6 その他 (20道府県)	37	5,681	1.1	14	0.0	5	0.0	31	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0													50 0.0
全国計	103	17,500	3.5	34	0.0	35	0.0	103	0.0	10	0.0	25	0.0	14	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	221 0.0
		キャッチ・トポ	は来 生 すく	業施業去批460字に下の 新店目 ひび 追引 当員 460 −14に またたい 割 中目 がある	*************************************	も補金	市がた。	할까지 좋기 가 할	- O¾ =	ニーボナン	111年~1	国でなる																

注1 :その他は、養殖業者数が2者以下の都府県及び池入割当量が0.1tに満たない都府県である。

注2:許可件数は、令和6年10月31日時点で許可を受けている養殖場の総計である。

参考3

参考4

【昨年漁期】指定養殖業の許可の状況について

○ 許可の有効期間: 令和6年11月1日から令和7年10月31日まで

○ うなぎ養殖業の許可の申請状況等(結果)

		にほん	うなぎ	にほんうなぎ以	外の種のうなぎ
公元	₹数量	21, 700).0 kg	3, 500	.0 kg
		44	15	1(03
		うち	うち	うち	うち
	2示	国内で一度も飼育さ	国内で養殖されたこ	国内で一度も飼育さ	国内で養殖されたこ
養殖	直場数	れたことのないうな	とのあるうなぎのみ	れたことのないうな	とのあるうなぎのみ
		ぎを養殖する養殖場	を養殖する養殖場	ぎを養殖する養殖場	を養殖する養殖場
L		409	36	66	37
申言	 青数量	23,633.0 kg	0. 0kg	3,978.0 kg	0. 0kg
	に優先して する数量	21,688.4 kg		3,500.0 kg	
	に優先して る養殖場数	404	35	66	36
くじで配	分する数量	11.6 kg			
くじで配分	する養殖場数	5	1		
	数 量	21,700.0 kg	0. 0kg	3,500.0 kg	0. 0kg
許可	关口把	44	12	1(03
	養殖場数	406(新規:2)	36(新規:1)	66	37(新規:1)
不	許可	4 件	2 件	14 件	0件

\cap	道府旦別うたき	「養殖業の許可件数」	及7៶池λ 割当量	(会和6年11	日1日時占)
\mathbf{O}	- 迫州 示 別 ノ な c	食泡未の計り什奴	及い心八 司 ヨ 里		月 口吋鼠/

○ 迫府乐別.	ノなど食泡未				
	許可件数	にほんうなぎ		にほんうなぎ以外の種のうなぎ	
		許可件数	池入割当量(トン)	許可件数	池入割当量(トン)
石川県	3	-	-	3	0. 1
静岡県	59	55	2. 2	4	0.0
愛知県	122	119	5.0	3	0.3
三重県	9	7	0.4	2	0.0
奈良県	39	1	0.0	38	1.9
岡山県	9	6	0.0	3	0.1
徳島県	28	28	0. 5	-	_
香川県	19	18	0. 1	1	0. 1
高知県	23	21	0.6	2	0.0
福岡県	18	17	0.1	1	0.0
大分県	11	11	0. 2	-	_
熊本県	16	14 (新規1)	0. 3	2	0. 2
宮崎県	45	45	3.7	-	_
鹿児島県	83	65	8. 2	18 (新規1)	0. 3
その他	61	35(19 道府県) (新規2)	0. 3	26(14 道府県)	0. 5
計	545	442	21. 7	103	3.5